

岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部(建築を除く)における

建設工事の労務単価及び資材単価の公表取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜県農政部・林政部・県土整備部・都市建築部（建築を除く）が所管する建設工事の労務単価及び資材単価の公表（以下「公表」という。）をするに当たり、公表の範囲及び取扱いを定めるものとする。

(公表の範囲)

第2条 公表の対象とする単価は、建設工事の労務単価及び「実施設計書に使用する単価表」に掲載されている資材単価（以下「公表資料」という。）とする。ただし、次に掲げる資材単価は公表資料から除くものとする。

- (1) 市販図書に掲載されているもの
- (2) 取扱業者が限定される資材において、公表について了解が得られない資材

(公表の方法及び取扱い)

第3条 公表資料は、閲覧及びインターネットにより公表するものとし、その取扱いは次のとおりとする。

- (1) 閲覧による公表については、各土木事務所、各農林事務所、及び情報公開総合窓口の所定の場所に公表資料を設置し、希望者に閲覧させるものとする。
- (2) インターネットによる公表については、県土整備部技術検査課において、ぎふポータルに公表資料を掲載するものとする。
- 2 公表資料の具体的内容に関する問い合わせには、応じないものとする。
- 3 第1項第1号の規定による閲覧時間は、開庁時間内とする。
- 4 公表資料の貸出しは行わないものとする。

(公表資料の写しの供与)

第4条 公表資料について写しの供与の請求があった場合は、岐阜県情報公開事務取扱要綱（平成7年3月1日付総務部長外通知）第6により写しの供与に要する費用を徴収し、写しを供与するものとする。

(公表資料の管理、保管及び閲覧)

第5条 公表資料は、各公表場所の所属長が管理することとし、次により取り扱うものとする。

- (1) 所属長は、閲覧の申出があった場合は、閲覧させるものとする。
- (2) 所属長は、公表資料の紛失、盗難及び破損がないように管理するとともに、閲覧に供しなくなった場合はこれを適正に廃棄しなければならない。
- (3) 所属長は、公表資料の管理、保管及び閲覧のために管理責任者を置くものとする。
- (4) 所属長は、公表資料を閲覧する者が当該公表資料を改ざんし、汚損し、若しくは破損させたとき又はこれらの行為をするおそれがあるときは、当該公表資料の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。